

中東情勢の変化に伴うナフサ由来建設資材の設計変更対応について

今般、受注者が安心して施工・受注出来る環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の停滞が発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しにより調達する場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することにしましたので、参考までにお知らせします。

なお、本件に関しては、国土交通省や宮崎県と同様の取り組みであることを申し添えます。

記

1 対象

都城市が発注する工事、役務、修繕等

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

3 設計変更の流れ

- （１）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、指示書を発出し調達検討資材とすること。
- （２）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- （３）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4 運用

別紙１のとおりとする。

５ 適用日

令和８年７月２４日以降に契約を行うものから適用する。

６ その他

上記適用日時点における既契約工事等については、発注者から書面にて受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

そのほかご不明な点等ございましたら、契約課・技術検査室へご連絡ください。

契約課 TEL23-2122

技術検査室 TEL23-2183

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1 特記仕様書記載例

- (1) 調達検討資材を含む対象工事等において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事等においては、以下の記載例により発注者から書面にて受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 調達検討資材は下表を想定している。これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

資材名	規 格	設計数量	単価適用年月日	単価適用地区
塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R〇年〇月〇日	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇年〇月〇日	〇〇地区

- 3 受注者は調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

- (2) 単価適用年月日、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

- (3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

2 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約約款第25条（スライド条項）の対象外とする（受注者負担の1%は発生しない）。

(6) 受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額の妥当性を確認する。

具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。

(7) 搬入済みの調達検討資材は、部分払いを行っていない場合のみ本通知の対象とする。

3 調達検討資材

塩化ビニル管や塗料、塗料用シンナーが想定される。また、一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の公的機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とする。

4 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。